

藤沢市広告付デジタルサイネージ等
設置・運用業務に係る一般競争入札案内書

< 2024年（令和6年）12月実施 >

藤沢市財務部管財課

住所	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1
TEL	0466-50-3512（直通）
FAX	0466-50-8427
メールアドレス	fj2-kanzai@city.fujisawa.lg.jp

1 業務概要

(1) 業務名

藤沢市広告付デジタルサイネージ等設置・運用業務（以下「本業務」という。）

(2) 設置場所（別紙1参照）

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎1階

(3) 設置面積

場所	面積	設置台数	種類	備考
1階市民窓口センター 待合及びラウンジ	各0.2㎡	4台	建物	広告付サイネージ
1階プロムナード	1.6㎡	1台	建物	記念撮影用サイネージ

(4) 業務期間

2025年（令和7年）3月1日から2030年（令和12年）2月28日

(5) 業務内容

「藤沢市広告付デジタルサイネージ等設置・運用業務仕様書」のとおり

(6) 費用負担

ア 業務に係る費用

機器一式の購入費、設置、維持管理（電気料金、通信費含む）、修繕費、サイネージの製作、移設及び撤去、契約等に要する一切の費用は受託者の負担とする。

イ 広告料

入札金額

ウ 使用料

免除する。（事業者は「行政財産使用許可申請書」及び「行政財産使用料減免等申請書」を市に提出すること。）

(7) 物件の状況

施設名称	藤沢市役所本庁舎
開庁時間	午前8時30分～午後5時まで ※市民窓口センターは土日、夜間でも開庁している場合があります。
本庁舎職員数	約1,600人
届出・証明件数	約210,000件/年 ※市民窓口センター及び保険年金課受付番号発券数

2 入札参加者の資格

次の要件を全て満たす者。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 藤沢市契約規則（昭和37年藤沢市規則第46号）第2条第1項第1号に規定する税の滞納がない者であること。
- (3) 役員等が、暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団という。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

3 質問及び回答

この入札に関する質疑は、全て質問書によることとします。質問がある場合は、質問書（別紙2）を提出してください。

(1) 受付期間

令和6年11月21日（木）から令和6年11月27日（水）

(2) 提出方法

電子メールにて提出してください。

※直接持参・郵送・口頭による質問は、一切受け付けませんので留意してください。

(3) メール送付先

E-mail : fj2-kanzai@city.fujisawa.lg.jp

電子メール送信の際は、件名を「デジタルサイネージ一般競争入札質問」としてください。

(4) 質問への回答

回答日：令和6年12月2日（月）

全ての質問と回答を取りまとめ、本市ホームページにて掲示します。なお、再質問は認められません。

4 入札参加申込

入札に参加を希望する者は、(3)に定める提出書類を直接、申込場所に持参してください。郵送・電話・ファクシミリ等での申込みは受付いたしません。受付期間

内に申込み出来ない場合、入札に参加できません。

藤沢市契約規則第5条第2項第2号に該当し、入札保証金の免除を希望される場合は、契約書の写し等契約を履行したことが証明できる書類をお持ちください。

(1) 申込期間

令和6年12月4日(水)から令和6年12月10日(火) 午前9時から午後5時まで(ただし、土・日・休日、正午から午後1時は除く)

(2) 申込場所

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所管財課 本庁舎5階

(3) 提出書類(下記ウ、エについては、発行から3か月以内のもの。)

次の書類について、申込期間中に各1部を提出してください。

また、提出された書類は返却しません。

ア 一般競争入札参加申込書(別紙3)

イ 誓約書(別紙4)

ウ 証明書類

法人の場合 法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)及び印鑑証明書

個人の場合 住民票及び印鑑登録証明書

エ 納税証明書

法人の場合 本社所在地の税務署で発行される消費税及び地方消費税が未納のないことの証明(納税証明書その3の3)

個人の場合 所在地の税務署で発行される消費税及び地方消費税が未納のないことの証明(納税証明書その3の2)

オ 契約を履行したことを証する書類(入札保証金の免除を希望される場合のみ)

※原本の写しを提出する場合は、提出時に原本を持参してください。オの書類は除く。

5 入札受付及び入札・開札の日時と場所

(1) 入札受付日時・場所

令和6年12月16日(月) 9時から10時

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎5階 管財課

(2) 入札及び開札日時・場所

令和6年12月16日(月) 10時10分

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎5階 5-3会議室

6 入札日の提出書類等

(1) 入札書（入札参加申込時に交付します。）

(2) 委任状（別紙5）

※法人の代表権のない方や個人で代理の方が入札に参加される場合

(3) 入札保証金の納付書兼領収書 ※納付がある場合のみ

入札保証金の納付を確認するため、納付書兼領収書（金融機関の領収印が押されたもの）の原本と写し（提出用）をお持ちください。

(4) 請求書（別紙6）※入札保証金の納付がある場合のみ

入札保証金還付請求用です。

(5) 本人確認ができる書類

入札に参加する方の本人確認をさせていただきますので、運転免許証等の公的機関発行の証明書等を持参してください。

(6) 筆記用具（黒のボールペン）

7 入札・開札及び落札に関する事項

(1) 入札書には入札者の住所・氏名を記入のうえ、押印してください。

(2) 入札書に記入する金額は、算用数字を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。

(3) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者の印で押印をしてください。ただし、金額は訂正できません。

(4) 入札書は、管財課の担当者の指示に従って会場に設置された入札箱に入れてください。

(5) 入札者は、一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(6) 開札は、入札者又はその代理人の面前で行います。なお、開札は、申込人の氏名（法人の場合はその名称）と入札金額を読み上げて公開する方法により行います。

(7) 開札の結果は、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び金額を、落札者がいないときはその旨を開札に立ち会った入札者又はその代理人に知らせます。

8 入札保証金

(1) 入札保証金の納付を要する申込人には、別途通知します。

- (2) 入札者は、本市指定の納付書（入札参加申込時に交付します。）で、入札金額の100分の5以上の入札保証金を、令和6年12月13日（金）までに本市指定金融機関（別紙7参照）で納付してください。（予定価格の100分の5以上ではありません）
- (3) 入札保証金は、その受入期間について利息を付しません。
- (4) 入札保証金は、開札終了後、当該入札参加者又はその代理人に還付します。
なお、入札保証金は入札終了後、所定の手続きを行った後、約30日後に還付します。（(株) ゆうちょ銀行を除く指定された金融機関口座に振り込みます。）
- (5) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、本市に帰属します。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札書に不明な事項を記載した者又は入札書に記名若しくは押印がない入札
- (3) 予定価格（最低価格）に達しない金額での入札
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 1物件につき、2通以上の入札書を提出した者の入札
- (6) 1物件につき、他人の代理も兼ねて入札に参加した者又は1人で2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札
- (7) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (8) 前各号に定めるもののほか、この入札案内書に規定する入札に関する事項に違反した者がした入札

10 入札の取りやめ等

入札の執行に際して、天災地変その他市の事情によりやむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期・中止又は内容の変更をすることがあります。

11 落札者の決定方法

落札者は、本市の予定価格（最低価格）以上の最高価格をもって入札した者とし、ただし、当該最高価格が同一である入札をした者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定します。

12 契約の締結

- (1) 落札者は、落札決定の日から令和6年12月23日(月)までに「契約書(見本)」(別紙8)の内容の契約を市と締結しなければなりません。
- (2) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、市に帰属することになります。
- (3) 契約は、入札書に記載された入札者名義で行います。

13 契約保証金

落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額(5年間の総額広告料)の100分の10以上の額を本市指定の納付書で納付してください。ただし、免除の場合はこの限りではありません。

14 情報公開

入札参加者数、落札価格の情報は公開の対象となります。また、参加者名、入札額等の入札に関する事項及び契約書等も公開の対象となりますのでご了承ください。

15 その他留意事項

- (1) 契約書に貼付する収入印紙等その他本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担になります。
- (2) 物件は全て現状有姿の引き渡しとします。(図面と現況が相違している場合、現況が優先します。) 現地及び周辺環境の状況は、必ず申込者自身で確認してください。
- (3) 物件の現状を変更又は工事等を行うときは、事前に詳細な内容及び理由を付した書面をもって届け出て、承諾を得ることとします。ただし、機器及び内装等の軽微な変更については、事前の連絡をもって足りるものとします。
- (4) この入札案内書に定めのない事項については、次ページに掲げる藤沢市契約規則その他関係法令等の定めるところによります。

○藤沢市契約規則

(一般競争入札の参加資格)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であり、かつ、次の各号に該当している者でなければならない。

(1) 消費税及び地方消費税並びに藤沢市に納付すべき市税の滞納がない者

(入札保証金)

第5条 政令第167条の7第1項の規定による入札保証金の率は、入札金額の100分の5以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間にこの市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が過去5年の間に、この市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と契約を締結し、当該契約を誠実に履行した者であつて、かつ、当該入札保証金に係る契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

3 政令第167条の7第2項の規定による入札保証金に代わる担保の種類は、国債、地方債その他これに類するものとし、その価格は、額面金額の10分の8以内とする。

(契約保証金)

第28条 政令第167条の16第1項に規定する規則で定める契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 第35条第1項第2号から第5号までに規定するいずれかの保証(第4号にあつては工事に係る契約の場合に限る。)又は第36条第1項に規定する保証(工事に係る契約の場合に限る。)が付されたとき。

(2) 契約の相手方が過去5年の間に、この市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と契約を締結し、当該契約を誠実に履行した者であつて、かつ、当該契約保証金に係る契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 工事請負契約を締結する場合において、契約金額が3,000,000円未満であるとき。

(4) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(5) 随意契約(工事請負契約を除く。)を締結する場合において、契約金額が1,300,000円以下で、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(6) 国、地方公共団体その他の公法人又は契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる公共的団体と契約を締結するとき。

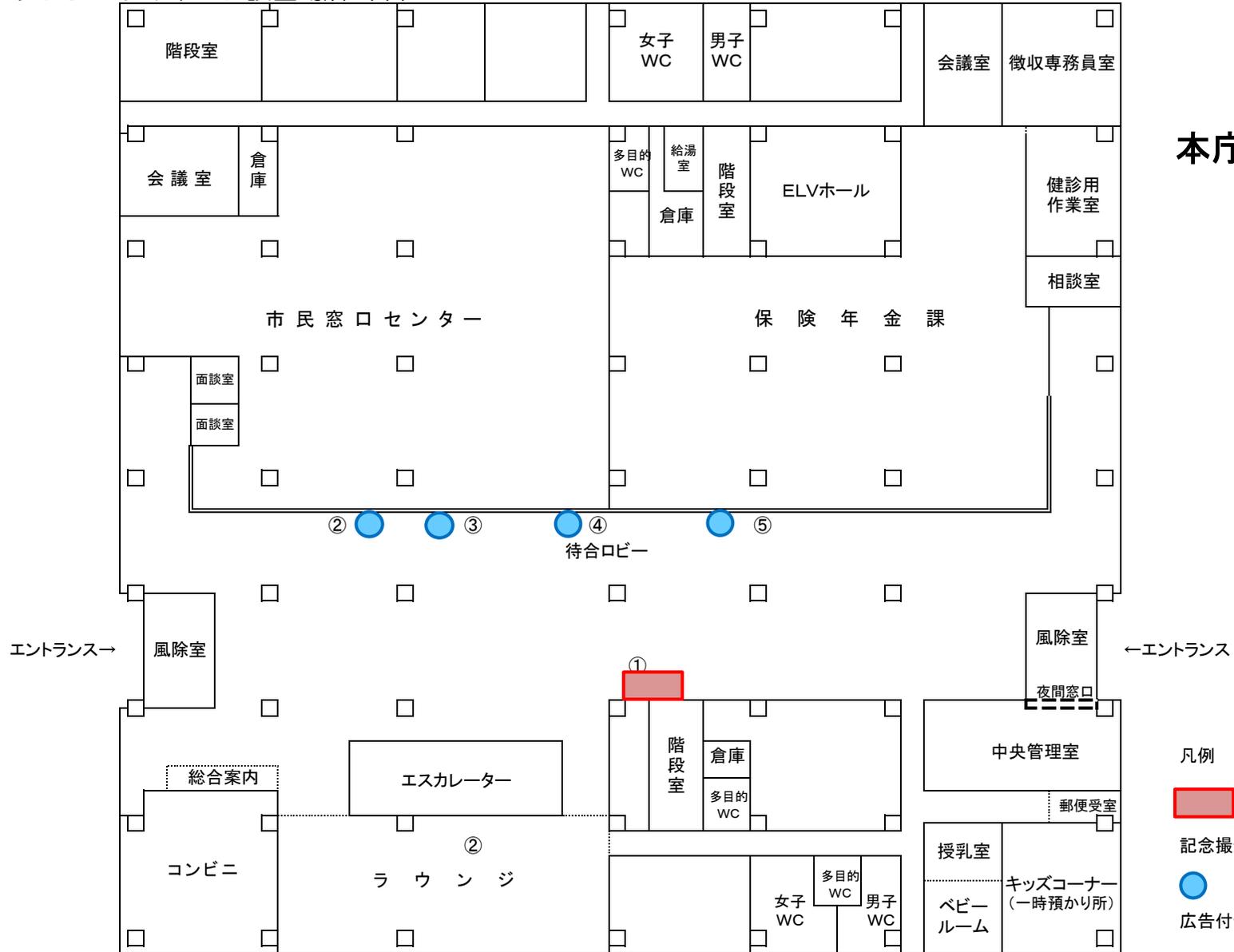
(7) 災害の緊急的復旧工事等で、契約保証金を徴収する時間的余裕がないと認められるとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が前項で定める率の契約保証金を納める必要がないと認めたとき。

デジタルサイネージ設置場所（案）

別紙1

本庁舎1F



(別紙2)

年 月 日

藤 沢 市 長

質 問 書

件 名	藤沢市広告付デジタルサイネージ等設置・運用業務一般競争入札
質問提出者	所在地 法人名 代表者名 担当者 電話番号
質問内容	
質問1	
質問2	

※質問欄は、適宜、拡大又は追加をしてください。質問の意図をわかりやすく簡潔に記載願います。

※個別回答は行いません。

※回答書には原文のままホームページに掲載しますので、誤字・脱字にご注意ください。

一般競争入札参加申込書

次の「藤沢市広告付デジタルサイネージ等設置・運用業務」について、入札案内書の内容を承知の上、「藤沢市広告付デジタルサイネージ等設置・運用業務一般競争入札」に参加を申込みます。

年 月 日

藤 沢 市 長

申込人住所

(所在地)

(電話番号)

氏 名

(法人名)

(代表者名)

印

(印鑑登録印)

1 入札物件

藤沢市広告付デジタルサイネージ等設置・運用業務

2 添付書類

- (1) 誓約書（代理人が入札する場合であっても、本人（入札参加申込者）の誓約書）
- (2) 住民票（申込人が法人の場合、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書））
- (3) 印鑑登録証明書（申込人が法人の場合、印鑑証明書）
- (4) 納税証明書

..... (これより以下、申込みされる方は記載不要です)

市税納税 確認欄	<input type="checkbox"/> 申込人についての納期到来分まで完納	担当課確認印
	<input type="checkbox"/> 申込人についての藤沢市に納税すべき税は無し	

切
取
線

誓約書

私は、藤沢市が実施する「藤沢市広告付デジタルサイネージ等設置・運用業務に係る一般競争入札」に参加申込みにあたり、次の事項を誓約します。

- 1 入札案内書の内容を十分理解した上で、入札の参加を申し込みしますので、これらの事柄について藤沢市に対して一切異議・苦情等を申しません。
- 2 案内書「2 入札参加者資格」に定める要件を全て満たしています。
- 3 事業者の決定に関して、事業者名(氏名又は名称)及び落札金額を公開することに同意します。

年 月 日

藤 沢 市 長

申込人住所
(所在地)
(電話番号)
氏 名
(法人名)
(代表者名)

印
(印鑑登録印)

切
取
線

委任状

受任者（代理人） 住 所 _____

氏 名 _____ 印

私は、上記の者をもって代理人と定め、次の「藤沢市広告付デジタルサイネージ等設置・運用業務一般競争入札」に関する一切の権限を委任します。

切
取
線

年 月 日

藤沢市長

委任者（入札者）

申込人住所
（所在地）
（電話番号）
氏 名
（法人名）
（代表者名）

印
（印鑑登録印）

※委任者（入札者）は、入札に使用する印鑑を押印してください。

請 求 書

次の金額を請求します。

年 月 日

債権者

住所
商号・名称
氏名

藤沢市長

請求金額													
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
藤沢市広告付デジタルサイネージ等設置・運用業務				

債権者コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※債権者コードをお持ちでないときは、指定口座を記載してください。

指 定 口 座

金融機関		本・支店名	
預金種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他	口座番号	_____
口座名義 <small>(カカナで記載してください。)</small>	_____		

※請求者(債権者)と口座名義が異なるときは、委任状の添付が必要です。

※債権者の通帳には、支払課の課名等(カナ略称)が印字されますので、市からの振込通知書は省略させていただきます。

発行責任者及び担当者 ※押印を省略するときは、記載してください。

発行責任者	【所属(役職)・氏名】	【連絡先】
担当者	【所属(役職)・氏名】	【連絡先】

点線内は、記入しないでください。

課 名		検収日	年 月 日
管 理 号	_____	検収者	補職名・氏名
番 号	_____		印
内 払 数	_____		補職名・氏名
回 数	_____		印

切 取 線

金融機関一覧

スルガ銀行	本支店
横浜銀行	本支店
三菱UF J 銀行	本支店
きらぼし銀行	本支店
静岡銀行	本支店
S B I 新生銀行	本支店
神奈川銀行	本支店
静岡中央銀行	本支店
横浜信用金庫	本支店
かながわ信用金庫	本支店
湘南信用金庫	本支店
城南信用金庫	本支店
中央労働金庫	本支店
さがみ農業協同組合	支店

藤沢市広告付デジタルサイネージ等設置・運用業務に関する契約書

藤沢市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、広告付デジタルサイネージ等設置及び運用について、以下の事項に同意し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、市役所本庁舎へ来庁した方への行政情報の発信及び郷土愛の醸成を目的とした、広告付デジタルサイネージ及び記念撮影用デジタルサイネージ（以下「広告付デジタルサイネージ等」という。）を、設置及び運営することを目的とする。また、甲は設置した広告付デジタルサイネージの中で広告を放映することを乙に認め、乙は甲に広告料を支払う。

（対象物件）

第2条 広告付デジタルサイネージ等は、甲の所有する次の物件（以下「対象物件」という。）に乙が設置し運営をする。

名称	物件	設置台数
広告付デジタルサイネージ	市役所本庁舎1階待合	4台
記念撮影用サイネージ	市役所本庁舎1階プロムナード	1台

（使用用途）

第3条 乙は、対象物件を広告付デジタルサイネージ等の設置場所として使用し、その他の用途には使用しない。

（広告付きデジタルサイネージ等の仕様）

第4条 乙は、本契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別紙の仕様書に従いこれを履行しなければならない。

2 履行にあたり必要とする内容が明記されていない事項については、甲乙が協議して定める。

（契約期間）

第5条 本契約の期間は、2025年（令和7年）3月1日から2030年（令

和12年) 2月28日までとする。

(広告料)

第6条 乙は甲へ広告料を支払うものとし、広告料は、月額〇〇〇〇円(消費税および地方消費税額〇〇〇円を含む。)とする。ただし、1月未満の期間に係る広告料が発生する場合は、対象の月を日割計算により算出した額とし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- 2 広告料の改定は原則として行わない。ただし、対象物件の評価額の著しい変動その他正当な理由がある場合は、甲乙協議のうえ改定することができる。
- 3 消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等によって消費税等額に変動が生じた場合は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払うものとする。
- 4 既納の広告料は返還しない。ただし、乙の責に帰さない理由により、この契約に定める条項の履行が不能となったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(広告料の支払い)

第7条 乙は、前条に定める広告料を年度ごとに甲の発行する納入通知書の指定期日までに、藤沢市指定金融機関、藤沢市指定代理金融機関又は藤沢市収納代理金融機関のいずれかで納付しなければならない。

(遅延損害金)

第8条 乙は、指定期日までに広告料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、広告料に年2.5%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納めなければならない。

※契約保証金を免除しない場合

(契約保証金)

第9条 契約保証金は、金〇〇〇円とし、乙は、契約締結に際し、甲の指示する手続きによりこれを納めなければならない。

- 2 甲は、乙のその責めに帰すべき事由により、広告料等を支払わない場合において契約保証金を充当するほか、本契約に伴う一切の損害賠償に充当する。

- 3 第21条第1項第3号、第4号及び第21条の2の規定により本契約を解除した場合においては、契約保証金は甲に帰属する。
- 4 契約が終了し、乙が対象物件を原状に回復して返還したときは、甲はこれを確認後、乙の請求に基づき契約保証金を返還する。この場合契約保証金に利息は付さない。

※契約保証金を免除する場合

(契約保証金)

第9条 契約保証金は免除する。

(対象物件の目的外使用許可)

第10条 乙は、対象物件を使用するにあたり、行政財産の目的外使用許可を受けなければならない。

- 2 乙が行政財産目的外使用料減免申請書を提出した場合、本事業の性質に鑑み、行政財産の目的外使用に係る使用料条例（昭和51年藤沢市条例第26号）第5条第3号の規定に基づき免除する。
- 3 甲は、本契約が終了した場合、目的外使用許可についても取消すものとする。

(経費の負担)

第11条 機器一式の購入費、設置工事費、維持管理費、修繕費、電気料、情報通信料及びリアルタイムコンテンツ使用料など、設置及び運用に係る経費の一切は乙が負担する。

- 2 乙は、対象物件について電気料を負担するものとし、支払いについては、第7条の規定を準用する。

(引渡し)

第12条 甲は、第5条に定める契約期間の初日に、対象物件を乙に引き渡す。

(施設管理)

第13条 乙は、対象物件を善良な管理者の注意をもって、維持管理しなければならない。

- 2 甲が庁舎管理上必要な事項を通知したときは、その事項を遵守しなければ

ならない。

(現状の変更等)

第14条 乙は、対象物件の現状を変更しようとするとき、又は運営上必要な工事等を行うときは、事前に詳細な内容および理由を付した書面をもって甲に届け出て、承諾を得なければならない。ただし、表示の変更等の軽微な変更については、事前の連絡をもって足りるものとする。

2 甲は、前項の規定による届出があったときは、速やかに事情を調査し、その認否を書面により乙に通知する。

3 甲は、第1項による工事等が完成した際は、乙の立会いのもと、その完成を確認する。

(修繕義務等)

第15条 甲は、対象物件の修繕義務を負担しないものとし、対象物件の維持、保存、改良その他の行為をするために支出する経費は、すべて乙の負担とする。

(き損等の報告)

第16条 乙は、対象物件の全部もしくは一部が滅失し、又はき損した場合は、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

2 乙は、その責めに帰すべき事由により対象物件を滅失し、又はき損した場合は、乙の負担により対象物件を原状に回復しなければならない。

(転貸等の禁止)

第17条 乙は、甲の承諾がなければ、対象物件を第三者に転貸し、又は賃借権を譲渡してはならない。

(実地調査等)

第18条 甲は、必要があると認めるときは、対象物件や広告掲載状況等を調査し、又は乙に報告もしくは資料の提出を求めることができる。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告もしくは資料の提出を怠ってはならない。

(不可抗力による契約の失効)

第19条 甲、乙双方の責に帰さない理由により、この契約に定める条項の履行が不能となったときは、この契約は直ちに失効するものとし、相互に賠償の責めに任じない。

(期間中解約)

第20条 甲または乙は、第5条に定める契約期間中であっても、正当な理由があり、6ヶ月前までに各相手方に対し書面にて予告し、双方の合意が成立した場合、その期間の経過をもってこの契約を終了することができる。

(契約の解除)

第21条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 甲、国、地方公共団体その他公共団体において、対象物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 乙が対象物件を第3条の用途に使用しないとき又は、その用途に使用することをやめたとき。
- (3) 乙が広告料を納期限後、3ヶ月を経過しても納付しないとき。
- (4) その他、乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

第21条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。この場合において、本契約の解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ）が、集団的に、計画的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等

を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 第1号から第5号に規定する行為を行う者であると知りながら、その者に自己の名義を利用させ、この契約を締結したとき。

(原状回復義務)

第22条 第5条に定める契約期間が満了した場合、又は前3条の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は、対象物件を甲の指定する期日までに、乙の負担により原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が特に必要がないと認めたときは、この限りでない。

- 2 乙が前項を履行しないときは、甲が原状回復のための処置を行い、その費用を乙に請求することができる。この場合において、乙は何ら異議を申し立てることはできない。

(契約不適合責任)

第23条 乙は、この契約締結後、対象物件に面積の不足又は契約不適合があることを発見しても、広告料の減額若しくは、損害賠償の請求、又は契約の解除をすることができない。

- 2 乙は、対象物件がその責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損したときは、当該滅失、又はき損した部分の割合に応じて、第6条第1項に規定する広告料の減額を請求することができる。

(損害賠償)

第24条 乙は、この契約に定める義務を履行しないため、甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

- 2 乙は、広告付デジタルサイネージ等の運営にあたり、甲又は第三者に損害を与えたときは、全て乙の責任でその損害を賠償しなければならない。

(定期報告)

第25条 甲は、必要があると認めるときは、収支実績を含む事業報告書の提出を求めることができる。

(契約の費用)

第26条 この契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は、乙の負担とする。

(疑義の決定)

第27条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して決定する。

(管轄裁判所)

第28条 この契約に関する訴えの管轄は、横浜地方裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

2024年(令和6年) 月 日

甲 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市
藤沢市長 鈴木恒夫

乙

藤沢市広告付デジタルサイネージ等設置・運用業務仕様書

1 設置場所（別紙 設置場所 参照）

藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所本庁舎1階

（1）広告付デジタルサイネージ

市民窓口センター及び保険年金課待合（4か所）

（2）記念撮影用デジタルサイネージ

プロムナード（1か所）

※デジタルサイネージの設置場所は現況の表示や看板等を考慮し、庁舎の機能、景観及び安全を損なわない場所とし、案内書の別紙1「案内図」から協議のうえ、変更する場合があります。

2 運用期間

2025年（令和7年）3月1日から2030年（令和12年）2月28日まで

3 運用時間

（1）広告付デジタルサイネージ

原則として平日の午前8時30分から午後5時15分までとします。

また、選挙期間中については、稼働を中止する場合があります。

（2）記念撮影用デジタルサイネージ

原則として平日の午前8時から午後9時までとします。

4 事業の実施計画

事業者を選定された者（決定者）は、藤沢市（以下「市」）と契約を締結するための協議及び、広告付デジタルサイネージ等の設置に向けた協議を開始します。

また、事業者は次の関係書類を提出するとともに、別途市が指定する期日までに、行政財産使用許可申請書、行政財産目的外使用料減免申請書及び行政財産使用許可申請書添付書類を提出し、使用の許可を受けるとともに、市と事業者で速やかに契約を締結します。

（1）事業管理責任者・担当者届

（2）事業実施計画書、工程表

5 業務内容

業務内容については次のとおりとします。

【藤沢市】

- (1) 本事業の統括に関すること。
- (2) 表示内容及び広告の審査に関すること。

【事業者】

- (1) 機器一式の設置及び運用に関すること。
- (2) 広告付デジタルサイネージ等の構成に関すること。
- (3) 掲出する広告の広告主募集及び広告制作に関すること。
- (4) 広告等へのクレーム対応に関すること。
- (5) 機器一式の定期的な維持管理及び事故、障害発生時の対応に関すること。
- (6) 契約期間満了後、機器一式を撤去し原状回復すること。
- (7) 「広告料」及び「電気料」を納付すること。
- (8) その他「仕様書」を満たすこと。

6 運用について

- (1) 機器一式の購入費、設置工事費、維持管理費、修繕費、電気料、情報通信料及びリアルタイムコンテンツ使用料など、設置及び運用に係る経費の一切は事業者が負担すること。

なお、電源工事については各分電盤からの配線を想定すること。(別添電気図参照)

- (2) 広告付デジタルサイネージ等は見やすい配色、大きな文字等の構成に配慮すること。
- (3) 広告付デジタルサイネージ等の設置にあたっては、地震等の際の転落・転倒に対する防止策を十分講ずること。

なお、万一事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応すること。

- (4) 広告付デジタルサイネージ等の設置にあたっては、施工方法や工事詳細スケジュールなど市と十分な協議のうえ決定すること。
- (5) 本庁舎の電気を使用する場合は、定格消費電力量(W)×使用時間(H)×使用日数×本庁舎の1kwh当たりの電気料÷1,000で計算した金額を支払うこと。
- (6) 合理的な理由により、広告付デジタルサイネージ等の移動等の必要が生じた場合は、事業者はその指示に従わなくてはならない。

なお、当該指示に従うことにより生じる費用は、事業者が負担すること。

- (7) 撤去の際は原状回復し、かかる費用については事業者が負担する。

7 広告等について

- (1) 広告等の募集、制作は事業者が行うこと。
- (2) 広告主の選定及び広告内容等は「藤沢市施設広告掲出要領」に定めるところ

によること。

- (3) 市は、広告主又は広告内容が要領等の基準を満たさなくなったとき、その他広告掲載することが適当でないと認める事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示することができる。
- (4) 広告主は地域事業者を中心とし、常に最新のものとする。
- (5) 掲出する広告等については、市の事前審査及び承認後に掲載すること。
- (6) 広告等に対する著作権、特許権その他第三者の権利を侵害しないこと。問題が生じた場合は、事業者が一切の責任を負うこと。
- (7) 広告物の内容等に疑義が生じた場合は、市と十分に協議を行うものとする。
- (8) 広告主は、サイネージ等と別で行政財産の目的外使用許可を受けた場合は、コミュニティポケット（パンフレットラック）を設置することができる。コミュニティポケットの設置できる数については最大で2個とし、現況の表示や看板等を考慮し、庁舎の機能、景観及び安全を損なわない場所とする。

8 広告等の審査について

- (1) 広告の掲載にあたっては、内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期限までに広告物の出力見本を提出すること。
- (2) 広告物の見本を市において内容審査後、結果を通知する。
また、市は審査により広告内容の修正あるいは広告主の変更を求めることができる。この場合において、審査の結果生じた作業にかかる経費は事業者の負担とすること。

9 広告内容の責任について

- (1) 広告内容等に関する一切の責任は事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。
- (2) 事業者は、広告内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に関わる財産権のすべてについて、合理的な権利処理が完了していることを保証すること。
- (3) 市に対して、第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、事業者の責任及び負担において解決するものとし、市は責任及び負担を負わないものとする。

10 保守について

事業者の負担において、以下の体制を確保すること。

- (1) 機器の不具合、故障等に速やかに対応できる体制を確保すること。
- (2) 設備の状態を良好に保つため、定期的な点検を行うこと。

(3) 市からの問合せ等に対し、円滑に応答できる体制を確保すること。

11 秘密の保持

- (1) 事業者は、本事業において知り得た情報を第三者に対して、漏らしてはならない。
- (2) 事業者は、本事業で得た全ての資料及び情報を市の了解を得ずに他の目的に使用してはならない。

12 広告料等の納入

- (1) 広告料（見積書に記載した金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額）を年度ごとに市の発行する納入通知書により、期日までに納めること。
また、6（5）に記載の式により求めた電気量を別途納めること。
- (2) 納付された広告料等は返還しない。ただし、乙の責に帰さない理由により、広告等を掲載できなかった場合は、別途協議するものとする。

13 広告付デジタルサイネージ等の仕様

(1) 広告付デジタルサイネージ

49インチ程度のモニター（天井吊り下げ式） 4台

ア ニュース・お天気予報及び広告で番組枠を構成すること。

また、ニュース・お天気予報及び広告が放映できる機能を有する機器・設備（PC・ソフト等）を設置すること。

イ ニュース・お天気予報は、外部リアルタイムコンテンツを提供すること。

ウ 番組枠は、1枠15秒とし、1放映40枠600秒とすること。

エ 情報通信については、無線で行うこと。

また、各広告付デジタルサイネージには、無線LANルーターをそれぞれ設置すること。

オ 広告は、全体の75%以内とすること。

カ 設置する機器等は周囲と調和のとれた色合い・デザインとし、既存の表示物や看板等の表示を妨げないようにすること。

配線等についても、庁舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。

(2) 記念撮影用デジタルサイネージ

70インチモニター（移動式） 1台

※70インチモニターは、専用のスチール製の筐体にモニターを埋め込んだ形状のものとする。

- ア 行政情報及び記念撮影用デジタルパネルで構成すること。
また、市が作成した行政情報（画像・映像）が放映できる機能及びタッチパネルにより記念撮影用に切り替わる機能を有する機器・設備（PC・ソフト等）を設置すること。
- イ 行政情報の放映は、市が作成した行政情報データの受領後、事業者が5日以内に実施すること。
なお、データの更新に係る費用は、事業者の負担とすること。
- ウ 行政情報配信時にも、画面タッチにより記念撮影用デジタルパネルに切り替わることをモニター画面上に表示できること。
- エ 記念撮影用デジタルパネルは、市が作成した背景画像及び文章を選択できる機能を有すること。
また、日時の表示・非表示を選択できる機能を有すること。
- オ 記念撮影用デジタルパネルの背景画像及び文章については、最大で各14パターン選択可能な機能を有すること。
また、背景画像や文章の変更・追加を事業者の負担で最大で年12回実施すること。
- カ 記念撮影用デジタルパネルの利用方法等の案内及び文章については、日本語・英語・韓国語・中国語（簡体字）を選択できる機能を有すること。
また、日本語以外の言語については、事業者の負担で作成すること。
- キ 情報通信については、無線で行うこと。
また、記念撮影用デジタルサイネージには、専用の無線LANルーターを設置すること。
- ク 設置する機器等は周囲と調和のとれた色合い・デザインとすること。
また、配線等についても、庁舎の景観及び安全を損なわない方法とすること。

14 その他

- (1) 市は、事業者の責めに帰する理由により庁舎の利用に不適当な事情が発生した場合は、契約を解除することができる。この場合において、事業者は機器一式を撤去し、かつ、設置前の原状に復さなければならない。
- (2) 契約期間内であっても、庁舎のレイアウト変更及び組織機構見直しあるいは社会情勢等により、設置場所の変更や広告掲示の全部または一部を消灯または中止することがある。
- (3) 事業実施に際して疑義が生じた場合は、その都度市と事業者が協議のうえ対応を決定するものとする。

以上

